

小早川秀秋の筑前支配と石高制

本多博之

はじめに

小早川隆景の三原隠退のあとをうけ、筑前一国、および筑後四郡・肥前二郡を領有することになった小早川秀秋は、豊臣直轄領期（慶長三年）を挟み前後二度の支配（文禄四年～慶長二年、慶長四年～五年）を行なっている。

従来、この小早川秀秋の筑前を中心とする領国支配については、小早川隆景の支配期や豊臣直轄領期と比較する形で分析されたことはあるものの、前後二度にわたる支配そのものを考察対象とし、その比較も含めて総合的に検討されたことはない。しかも、秀秋が領国支配を開始するにあたって文禄四（一五九五）年に全領国規模で実施した検地についても、検地の実施から石高（村高）の成立、そして寺社や給人に対する知行宛行に至る過程などは明らかにされたものの、検地によって成立した石高（村高）やそれを前提とする知行高が、その後の秀秋の領国支配、特に知行制や軍役賦課、さらには年貢収納にいか

る意味を持ったかについては、依然未解明の問題として残されていた。そもそも、小早川秀秋の領国支配において、文禄四年検地の結果成立した石高の意味を考えると、豊臣政権によって創出された石高制の原理が、地域にどのように浸透したかということを探ることであり、豊臣政権の地域支配や近世石高制の成立を考えるうえで重要な視角である。

そこで本稿では、豊臣直轄領期を挟む前後二度の小早川秀秋の筑前を中心とする領国支配を考察対象とし、特に文禄四年検地の実施によって成立した石高（村高）がその後の知行制や軍役賦課、さらには年貢収納において、いかなる意味を有したのかを明らかにすることを主要な課題とする。そして、それをふまえて文禄四年検地の歴史的意義について再検討し、小早川秀秋の領国支配を豊臣政権の地域支配のなかに位置付けたい。

なお、小早川秀秋は当初「秀俊」を名乗り、小早川隆景の死後に「秀秋」と改名しているが、本稿では煩雑さを避けるため、「秀秋」の名に

統一した。また、主たる考察対象は、領国の主要部分である筑前国であるが、その他の領域についても論の展開に応じて随時取り上げることにした。

一 文禄四年検地高と知行制

本章では、山口宗永の検地によって成立した名島小早川領内各村の石高や、それを前提に文禄四（一五九五）年十二月朔日付けで一斉に発給された知行宛行状の知行高が、慶長四（一五九九）年の筑前復帰後の秀秋の知行制といかなる関係にあつたのか具体的に検討したい。

小早川秀秋の補佐役として秀吉によって派遣された山口宗永が文禄四（一五九五）年に着手した検地に関しては、その実施から知行宛行に至るまでの過程について、すでに明らかにされている³。

すなわち、検地は筑前一国・筑後四郡・肥前二郡におよぶ小早川秀秋の全領国にわたって実施されたと考えられ、実際筑前・筑後・肥前の三国それぞれにわずかではあるが検地実施の痕跡が認められる。具体的には、「組」編成された秀秋家臣によって村ごとに検地が実施され、検地帳が作成された。また、この検地の際に村域の確定がなされたものと思われ、個々の村に対しては、上中下の等級（村位）とそれに対応する田・畠・居屋敷の石盛が設定された。そして検地帳には、田・畠・居屋敷について一筆ごとに、面積、石盛によって算出される石高が名請人とともに記載された。

その後、この検地の成果をふまえて知行宛行が実施されたが、それらはすべて「文禄四年十二月朔日」の日付で行なわれた。しかも、検地によって算出された石高と豊臣政権によって決定された石高との間に差が認められることから、個々の村における検地の成果がいったん名島城に集められたのち、さらに伏見へと送られ、最終的に豊臣政権の政治的判断のもとに正式の石高（村高）が決定されたと理解されている⁴。

また、こうして発給された文禄四年十二月朔日付けの知行宛行状には、寺社に対するものと給人に対するものが知られている。それは、前者が秀吉朱印寄進状であるのに対し、後者が秀吉朱印をとまう秀秋発給の知行宛行状となっている。給人に対する知行宛行が、領国主である小早川秀秋の職権によるものである以上、給人に対する知行宛行状が秀秋（秀俊）の署判によって発給されるのは当然である。しかし、そこに秀吉の朱印が添えられていることはきわめて異例であり、名島小早川領における文禄四年検地に基づく知行宛行の主体は領国主の秀秋ではなく、豊臣秀吉（豊臣政権）であつたとみなすことができる。

さて、こうした知行宛行状の中に見られる村高と密接な関係をもつものとして「筑前国田畠之高村々指出前之帳」（以下略して「指出前之帳」とする）がある。この史料は、原史料が不明であるにもかかわらず、その内容が秀秋時代の村高を忠実に伝えるものとして以前から注目されてきた。しかし、その具体的な時期については種々議論のある

ところで、いまなお特定されるに至っていない。

森山恒雄氏によれば、この史料は小早川秀秋の時の村々田畠高の指出張であり、慶長四（一五九九）年の志摩郡の「中納言様御代定物成」の村高数量とほぼ一致すること、また帳の怡土郡の項に「但寺沢志摩守領分除之」とあり、寺沢氏が怡土半郡を獲得したのが慶長四年一月と推定されることから、史料の成立を慶長四年とされる。但し、史料に見える石高については、「田畠高は文禄四年の山口玄蕃検地によって確定された村高」とあるように、文禄四年検地高として分析を進められている。

この点について松下志明氏は、森山氏が「指出前之帳」の作成年代を慶長四（一五九九）年と正しく推定しながらも、その村高を「文禄検地高」として利用していることは誤りだとし、村高は史料が作成された秀秋の筑前復領後のものとされる。

これに対して中野等氏は、慶長四（一五九九）年という松下氏の説は採用せず、「指出前之帳」の高と「文禄四年十二月朔日」付けの知行宛行状に見える村高が整合することに注目し、本質的に両者の村高は合致するものとみなして、「指出前之帳」の村高は「文禄四年のデータ」と主張される。

このように、「指出前之帳」については、秀秋時代の村高という点で一致するものの、その時期については文禄四（一五九五）年と慶長四（一五九九）年という両説が並立状態にあり、いまだ決着を見るに至っていない。しかし、この史料の内容がいつのものであるかは、秀秋

の筑前支配を解明する上で避けて通れないものであるため、以下具体的に考察を加えたい。

まず、「指出前之帳」が文禄四年検地のデータであるという説について検討したい。文禄四年十二月朔日付けの知行宛行状の発給は、領国内の寺社や給人に対して実施されているが、同時に備後三原に隠退した小早川隆景に対しても筑前国内の鞍手郡・宗像郡・御牧郡内の所領約五万石の知行宛行が秀吉朱印状によって実施されている。それは、各郡の所領高を記した知行宛行状のほかに、郡内各村の所領高を詳細に記した知行方目録（筑前鞍手宗像御牧三郡内知行方目録帳）を伴っており、文禄四年検地に基づく村高の詳細がわかる。そこで、この目録に見える個々の村高の数値を「指出前之帳」のものと比較したい。

表1からわかるように、筑前鞍手宗像御牧三郡内知行方目録帳の個々の村高には、「指出前之帳」の村高の数値に近いものが非常に多い。これは、一般の給人に対する知行方目録の村高にも言えることで、このことは「指出前之帳」の数値が文禄四年検地のデータであるという説の根拠となっている。しかしその一方で、個々の村高を詳細に比較するならば、鞍手郡「くちのはら村」・「よしの村」・「うへき村」・「新北村」・「にのぶ村」・「きつき村」・「いそひつ村」などで文禄四年検地高と「指出前之帳」高には大きな隔たりのあることがわかる。もちろん「指出前之帳」の原本が現存しない以上、活字化された数値を直接の検討素材とすることには慎重でなければならぬが、郡全体の石高で比較した場合においても、鞍手郡で二六〇〇石余り、宗像郡では六

表1 文禄四年検地高と「筑前国田島之高村々指出前之帳」高の比較 (鞍手郡・宗像郡)

鞍手郡			宗像郡		
村名	文禄四年検地高	「指出前之帳」高	村名	文禄四年検地高	「指出前之帳」高
いし丸村	251石5斗	251石510	やなきの宿	206石8斗5升	206石850
三郎丸村	307.08	307.080	わたり村	123.38	120.023
とくしげ村	314.81	314.860	むめつ村		(記載なし)
はしかミ村	123.7	126.000	かつら村	834.	833.993
のさか村	1578.82	1578.820	ぬやま村	1339.96	1339.960
かなふ村	799.8	797.145	かうのミなど村	59.23	48.476
あ ⁽²⁾ かき村	692.65	692.652	あらし村	636.85	636.810
くらひさ村	1069.25	1059.250	とまり村	57.3	地島 57.300
せりだ村	218.47	218.470	うつら村	366.48	※(記載なし)
みつ原村	255.19	260.501	あさまち村	311.68	310.929
たかわら村	248.02	248.020	おうふ村	249.4	222.384
たけ丸村	1230.73	1230.730	うちとの村	816.14	816.140
はら田村	464.46	464.824	かね崎村	1915.69	622.622
よしかわ村	2036.	698.316	よし田村		420.428
野面村	818.38	1130.228	むた尻村		892.221
おうくま村	100.52	812.616	みやち村	369.26	367.141
がんだ村	1242.73	98.402	ゑくち村	5.81	田数・分米のみ記載
くすはし村	920.54	1244.580	たの村	890.24	894.570
や ⁽¹⁾ いろ村	607.75	920.540	もとき村	980.85	980.850
ふ ⁽²⁾ かも村	391.21	611.433	よしとミ村	1296.9	1296.900
ほんしやう村	980.31	391.210	ふち原村	870.04	870.040
くちのはら村	267.3	980.310	りうけん寺村	1214.33	715.800
かつの村	987.72	163.160	なこり村		443.565
かげのま村	410.6	987.767	すへ村	190.706	190.706
よし村	214.72	410.751	まがり村	988.61	988.683
つかた村	126.12	21.060	みつおか村	539.6	539.600
りうとく村	489.45	126.119	いけ田村	849.45	849.450
しんにう村	1176.84	489.950	津屋崎村	27.72	畠数・分大豆のみ記載
さかい村	1378.6	1176.837	かさいかう	1325.2	田島1325.200
いなミつ村	577.87	1378.599	おうしま村	379.21	379.000
たく村	680.66	577.859	ひやうとうし村	176.493	176.493
平村	654.25	680.444	くほら村	366.57	366.570
あかち村	106.48	654.250	かとう村	891.75	900.256
うへき村	849.	106.635	むら山田村	1503.38	1503.380
新北村	615.	2052.202	いなもと村	447.43	447.478
にのぶ村	269.5	615.413	つちあな村	449.539	449.569
きつき村	87.19	269.191	つ ⁽²⁾ か村	137.545	117.500
いそひつ村	205.2	87.19	とうかう村	2531.08	2531.080
惣高	23748石42	205.2	ミやなか村	291.02	226.062
		26361石949	かも山はた		62.240
			やま口村	985.23	985.230
			む ⁽²⁾ かき村	186.949	186.893
			なかい ⁽²⁾ つか村	140.369	140.307
			ミやた村	140.758	141.607
			か ⁽²⁾ ミあかき村	10.99	畠数・分大豆のみ記載
			やま田村	224.566	229.553
			惣高	25328石555	24721石2509

備考：※「うつら村」は、「指出前之帳」では、御牧郡の中に366石として見えている。
 史料：文禄四年検地高…筑前鞍手宗像御牧三郡内知行方目録綴（「小早川家文書」182号）
 「指出前之帳」高…筑前国田島之高村々指出前之帳（「福岡県史資料 第一輯」所収）

〇〇石余りもの差が生じており、これはやはり、看過できない数値差と言えよう。

したがって、「指出前之帳」の高は、文禄四年検地の結果成立した高と直接つながるのではなく、史料の成立年代はもとより、石高の数値それ自体も文禄四（一五九五）年ないし五（一五九六）年といった時期のものではないと考えられる。

そこで次に、「指出前之帳」という史料そのものの成立年代について検討したい。

『福岡県史資料』所収の「指出前之帳」は、正徳三年（一七一三）五月廿七日付けの船橋三郎右衛門・柳橋貞右衛門・母里正左衛門の連名によるもので、特に最後の部分で「右者筑前国金吾中納言殿時之郡々村々田畠高畝数共ニ村々指出を以、書記御帳也。外ニ一郡切之高畝数共ニ書抜合せ有之候副目録有り。右両様共ニ為控写置、御勘定所御矢倉へ分ケ納置、隔年ニ取替双方共ニ土用干仕也」と書き記している点が注目される。すなわち、この「指出前之帳」の史料原本は江戸中期の正徳三年のものであり、内容としては小早川秀秋時代の各郡各村の田畠の石高や面積を指出に基づいて記録した帳簿というべきもので、このほかにも一郡ごとに石高や面積を書き抜いた副目録があったことがわかる。そして、この帳簿と副目録それぞれの写本を控えとして作成して御勘定所と御矢倉に分けて保管し、隔年ごとに取り替えるとともに、土用の虫干しを実施していたのである。

では、この記述内容について、次の史料^⑧によって確認したい。

以上

急度申触候

一金吾中納言殿当国拜領之時の田畠高・田数之高以下、一村切ニさし出せ、庄や・百性ニさせ候て、一郡之帳を一冊ニ仕、今月廿七日より内ニ、三好助兵へ・真斎・麻生二郎左衛門此三人へ可相渡候、急度入事候間、不可有由断候

一我等申付候再検地之時、方切ニ付而、郡之違たる村可有之候、是も中納言殿ときのことくニ仕候て可出候

（中略）

九月十九日

長政（花押）

早良郡

吉田六郎大夫殿

これは、黒田長政が筑前に入国して間もない慶長年間に、早良郡の代官に任じていた吉田六郎大夫（長利）に対して、小早川秀秋時代における田畠の石高や面積について一村ごとに指出を実施し、さらにそれを一郡ごとにまとめて一冊として提出することを求めたものである。そして、同様の指令が同じ日付で志摩郡の菅六介（正利）や夜須郡の村田兵介（吉次）に発令されていることから、これは筑前国内全郡に対して一斉に実施された政策であつたと理解できる。しかも、二箇条めの記述からもわかるように、黒田長政の手による再検地の結果、所属郡に変更が生じた村についても、秀秋時代の状況に従って記述し、提出することを義務づけている。

このように、この史料は、「指出前之帳」の末尾の記述内容、すなわち同史料の成立状況を具体的に示すものであり、小早川秀秋時代の各村の田畠の石高や面積についての情報収集が黒田長政によって指出の形で実施され、その結果、作成された村ごとの帳簿と郡ごとの副目録が、新たに作成された写本とともに、少なくとも江戸中期正徳年間まで黒田藩によって大切に保管・管理されていたことが確認できた。そして、この黒田長政による指出命令は、史料文言からある時期に特定できる。すなわち、史料一箇条めにその名が見える「麻生二郎左衛門」(家氏)は、慶長五(一六〇〇)年の黒田長政の筑前入国に際して当初客分として仕えていたが、その後故あって長政のもとを離れることになり、代わって弟の家勝が一時中絶していた麻生家を再興し、その後は家勝の子孫が黒田家家臣として活動した。そして、長政が家勝に対して初めて知行宛行状を発給したのが慶長九(一六〇四)年九月廿一日であることから、麻生家氏が黒田藩の家臣として見える右の史料は少なくともそれ以前のものと考えられる。

また、史料二箇条目に見える「再検地」という文言については、次のように考えることができる。黒田長政の筑前入国直後の検地は、家臣に対する知行宛行状が慶長六(一六〇一)年三〜四月と翌七(一六〇二)年十二月廿三日に集中していることから、二度にわたって実施され、しかも知行宛行状の多さから見て後者の知行宛行状発給の前提となった検地が村域や石高の確定、そして家臣団の知行編成において重要な意義を持つものであったと推測される。したがって、「再検地」

とはこの検地のことを指し、右の史料も文言内容からこの「再検地」後の長政命令と考えられる。

以上の検討から、右の史料年代としては、慶長七(一六〇二)年ないし八(一六〇三)年頃を想定することが可能である。

すなわち、黒田長政が筑前入国後早々の検地を実施した後に、改めて前代の小早川秀秋時代の状況について指出の形で調査したのであり、その時に収集できた情報は、長政が筑前に入国する間際の秀秋支配末期のものであったと考えるのがやはり自然である。つまり、「指出前之帳」に見える村高は、まさしく筑前復帰後の秀秋時代の数値であり、黒田支配期に限りなく近い秀秋支配末期のものとして推測できるのである。

では、なぜ秀秋再支配末期のものとして推測される「指出前之帳」の多くの村高が、文禄四年十二月朔日付けの知行宛行状に見られる村高と一致もしくは近似しているのだろうか。実はそのことが、秀秋による二度にわたる筑前支配の支配基軸や、文禄四年検地高の持つ歴史的意義を明らかにする重要な鍵を握っているのである。

そこで、注目されるのが次の文書である。

蔵入目録

筑前国早良郡

一千貳拾五石五斗壹升 塩焼とも^ニめいの浜

同宗像郡

一千九百拾五石六斗九升

かした村^ト

かねさき
むたしり

同郡

一 八百式拾四石三斗六升

田の村

同郡

一 五石八斗壹升

江口村

同郡

一 千式百拾四石三斗三升

なこり村

りうけんし村

同郡

一 五拾七石三斗

とまり村

合五千四拾三石

右致取納、可令運上者也

慶長四年

三月三日 秀秋(花押)

松野主馬とのへ

これは、慶長四(一五九九)年三月、秀秋の筑前復帰直後に実施された蔵入地設定の史料であり、秀秋が松野主馬を五千石余りの蔵入地代官に任じて、その年貢取納を命じたものである。

この史料を文禄四(一五九五)年十二月朔日付筑前鞍手宗像御牧三郡内知行方目録帳と比較すると、次のことが明らかとなる。まず、宗像郡のかした村(吉田村)・かねさき(鐘崎村)・むたしり(牟田尻村)

と、なこり村(名残村)・りうけんし村(楞嚴寺村)がそれぞれ一括して表記され、しかもその石高が一致している。そしてさらに、江口村・とまり村(泊村)についても同様の石高の一致が見られる。それとはりもなおさず、筑前復帰後の小早川秀秋が、文禄四年検地で確定した村およびその石高(村高)を前提に知行宛行を実施したことを裏付けている。そして、これはかつて隆景隠居領であった宗像郡が秀秋の蔵入地となっていた事実とともに注目すべき内容である。また、この松野主馬に対しては、「なこり村・りうけんし村」と「本木村」が入れ替わった内容の同日付の蔵入目録が与えられているが、そこに見られる宗像郡内の村高についても同様の状況が認められる。しかも豊臣直轄領期の慶長三(一五九八)年八月四日、筑前国内九郡の代官に浅野長政が任命されているが、その際の宗像・鞍手両郡の石高も、文禄四年検地高に近い値となっている¹⁸⁾。

したがって、慶長四年三月三日付けの知行宛行は、文禄四年検地当時の村の構成を前提とし、しかもその石高は、その後の豊臣直轄領期を経て秀秋の再支配開始期まで基本的に継承されていたと考えられるのである。これは、慶長四年の他の知行宛行状でも確認され、文禄四年検地による個々の村高は、部分的な変化は見られるものの、基本的にその後も継承され、文禄年間はもとより慶長年間にもその数値を前提に知行宛行が実施されたと理解されるのである。

以上見てきたように、「指出前之帳」は、筑前入国後の黒田長政が全郡規模で実施した指出によって入手した小早川秀秋支配期の筑前国内

各村の田畠の石高や面積についての情報であり、その内容は慶長四（一五九九）年に筑前復帰となった小早川秀秋の再支配末期のものと思われる。そして、「指出前之帳」に見える村高と文禄四年検地によって成立した村高が一致する事例が多い背景としては、部分的な変化は見られるものの、文禄四年検地によって成立した個々の村高が基本的にその後も継承され、それを前提に文禄年間はもとより、慶長年間の知行宛行が実施されたことによると理解されるのである。

二 第二次朝鮮侵略戦争と軍役

本章では、文禄四年検地によって成立した石高（村高）や、それを前提に実施された給人に対する知行宛行の知行高が、その後実施された軍役賦課といかなる関係を有していたか具体的に検討したい。

文禄四（一五九五）年十二月朔日付けで一斉に行なわれた知行宛行であるが、その後も慶長二（一五九七）年四月朔日付けの知行宛行が領国内で実施されている。そこで注目されるのは、給人に対する一般的な知行宛行のほかに、次のような「鉄炮者」に対する知行宛行が実施されていることである。²⁰⁾

筑前国穂波郡土師・土居・弥山村之内五百石、鉄炮者貳拾人令扶助訖、其方取沙汰可仕配者也

慶弐

四月朔日

秀俊判

林三郎右衛門とのへ

宛名として見える林三郎右衛門（宗重）に対しては、小早川秀秋（當時はまだ小早川秀俊）が秀吉の朱印を伴う文禄四（一五九五）年十二月朔日付けの知行宛行状で「筑後竹野郡石垣村内三百五拾石」を与えている。²¹⁾したがって、今回の処置は、すでに与えていた給人知行高としての三五〇石に加えて、一人あたり二五石の割合で二〇人分五〇〇石を「鉄炮者」扶助分として新たに与え、その「取沙汰」について命じたものと言える。しかも、今回与えることになった「筑前国穂波郡土師・土居・弥山村之内五百石」は、その直前に検地実施の徴証が見られないことから、文禄四年検地によって成立した石高（村高）の組合せの内五〇〇石であったと考えられる。

そして、この知行宛行が実施された慶長二（一五九七）年には再び朝鮮侵略戦争が始められ、秀秋自身も朝鮮へ向けて渡海する。したがって、この知行宛行は第二次朝鮮侵略戦争を念頭に置いたもので、来るべき出兵に備え、給人に扶助分を与えて鉄炮者の管理を委ねる意図のもとに実施されたものと思われる。こうして戦闘は再開され、慶長二（一五九七）年末から翌三（一五九八）年正月にかけて蔚山（ウルサン）城では、激しい攻防戦が繰り広げられた。

この攻防戦直後の正月二十九日、小早川秀秋は秀吉の命により帰国の途につくこと²²⁾になるが、戦時体制がただちに解除されたわけではない。次の文書はその年の四月のものであり、蔚山城近くの西生浦（ソセンポ）城の在番について、山口宗永が指令した内容を伝えるもので

ある。

(天保)
慶長三年

西生浦在番人数帳

四月廿日

一百廿四人	鉄炮三十壹丁	村上三郎兵衛尉
一貳百四人	同五十壹丁	秋太郎兵衛尉
一六拾四人	同拾六丁	門住所小兵衛尉
一五拾六人	同拾三丁	黒木与兵衛尉
一拾貳人	同壹丁	進藤太郎左衛門尉
一拾八人	同貳丁	中嶋治右衛門尉
一拾貳人	鉄炮壹丁	管新九郎
一拾四人	同壹丁	江口九郎右衛門尉
一貳十人	同廿丁	同人預り鉄炮
一拾四人	同壹丁	林三郎右衛門尉
一貳十人	同廿丁	同人預り鉄炮
一拾貳人	同壹丁	豊田与右衛門尉
一拾五人	同拾五丁	同人預り鉄炮
一拾人	同壹丁	明石彦三郎
一百四人	同廿六丁	村上助右衛門尉
一拾人	同壹丁	内海市兵衛尉
一三拾人	同七丁	鵜飼又兵衛尉

以上鉄炮数貳百八丁

五月朔日ヨリ九月迄、此替ハ九月朔日ニなしま可出船
一番 七百卅六人 日野左近

二月朔日ヨリ二月まで、此替ハ二月朔日ニなしま可出船
二番 七百卅貳人 清水五郎左衛門尉

三月朔日ヨリ七月まで、此替ハ七月朔日ニなしま可出船
三番 七百五拾人 仁保民部少輔

八月朔日ヨリ七月まで、此替ハ十二月朔日ニなしま可出船
四番 七百卅九人 村上三郎兵衛

以上

右西生浦御番圖を以相定上者、弥無由断御在番肝要候、来年御働候ハ、三番衆者押となし可有在陣候、帰陣之時四番衆直ニ被残置、当番可有御勸候、対馬わにノ浦御蔵屋しきニ頭として、たしかのもの貳人宛御置候て、往來の用所御叶尤候、与中若喧嘩口論之儀在之者、双方可被任御法度候、并御普請人数遣候儀、貴所割符次第ニ候、無承引輩、毛利壹岐守相談候て被加御成敗候ても不苦候、以上、

卯月廿日

山口玄蕃頭(花押)

村上三郎兵衛殿

すなわち、在番衆を一番から四番までの四隊に分け、日野・清水・仁保・村上の四名をそれぞれの指揮官として筑前名島からの出発と西生浦での在番を指令している。そして、この文書は村上三郎兵衛(景親)に宛てたものであり、村上自身をはじめ指揮下の家臣が率いる兵員と所持すべき鉄炮の割当数が具体的に記されている。

そこで、この割当数と家臣の知行高の關係について考察することにしたい。右の史料に見える人々のうちで、文禄四年十二月朔日付けの知行宛行状が与えられたことが確認できるものは村上三郎兵衛尉、

門住所小兵衛尉⁽²⁵⁾、中嶋治右衛門尉⁽²⁶⁾、林三郎右衛門尉⁽²⁷⁾、村上助右衛門尉⁽²⁸⁾であり、彼らの知行高はそれぞれ三一〇〇石、一六〇〇石、四五〇石、三五〇石、二六〇〇石であった。そこで、この知行高と割り当てられた兵員と鉄炮の数を示したものが表2である。

まず、兵員数を見ると、村上三郎兵衛尉以下五名の割当数は知行高一〇〇石につき四人となっている。これは、第一次朝鮮侵略戦争期において中国・四国大名に見られた軍役賦課基準と同じである⁽²⁹⁾。しかし、この慶長期（第二次朝鮮侵略戦争期）のものは、太閤検地の実施によって成立した石高を基準としている点できわめて重要である。すなわち、統一基準のもと領国全域において村単位で実施した検地をふまえて豊臣政権が決定した石高を基礎に、知行高一〇〇石につき四人という軍役賦課基準を適用しているのである。したがって、基準は同じであっても、軍役賦課の内容そのものは以前に比べ格段に強化されたものと言えよう。

次に、この軍役賦課基準を参考に、五名以外の者について、兵員数から逆に推定される知行高をやはり表2に示してみた。すると、鉄炮数に関しても知行高と相関関係にあったことが明らかとなる。すなわち、知行高一六〇〇石以上は一〇〇石につき一丁という割合であり、それ以下も知行高にほぼ比例した数が設定されている。また、林三郎右衛門尉の「預り鉄炮」として二〇人・二〇丁という数が見えるが、これは先の史料で見た林に対する「鉄炮者」二〇人分の知行宛行に対応するものであり、鉄炮者一人が一丁の鉄炮を所持する計算となつて

表2 慶長三年西生浦在番人数帳に見える兵員・鉄炮数と知行高の関係

名前	兵員数	鉄炮数	知行高	知行高の出典
村上三郎兵衛尉	124人	31丁	3100石	『秋藩閔閔録』巻23
杉太郎兵衛尉	204人	51丁	5100石(推定)	
問註所小兵衛尉	64人	16丁	1600石	「問註所文書」
黒木与兵衛尉	56人	13丁	1400石(推定)	
進藤太郎左衛門尉	12人	1丁	300石(推定)	
中嶋治右衛門尉	18人	2丁	450石	「吉井良尚氏所蔵文書」
管新九郎	12人	1丁	300石(推定)	
江口九郎右衛門尉	14人	1丁	350石(推定)	
同人預り鉄炮	20人	20丁	500石(推定)	
林三郎右衛門尉	14人	1丁	350石	『秋藩閔閔録』巻66
同人預り鉄炮	20人	20丁	500石	
豊田与右衛門尉	12人	1丁	300石(推定)	
同人預り鉄炮	15人	15丁	375石(推定)	
明石彦三郎	10人	1丁	250石(推定)	
村上助右衛門尉	104人	26丁	2600石	「紀伊古文書62」
内海市兵衛尉	10人	1丁	250石(推定)	
鶴飼又兵衛尉	30人	7丁	750石(推定)	
総数	739人	208丁		

備考：知行高(推定)は、兵員1人につき25石(100石につき4人)で算出

いる。一方、鉄炮者を率いる林三郎右衛門尉自身の場合は、知行高に
関係なく鉄炮一丁と設定されており、やはり鉄炮者を率いている江口
九郎右衛門尉や豊田与右衛門尉についても、同様の形態が認められる。

このように、右の史料は、豊臣政権が直接実施した太閤検地によっ
て成立した石高（知行高）が、実際に兵員や鉄炮の軍役賦課基準とな
ったことを具体的に示す、極めて貴重な史料とすることができ³⁰る。

以上述べてきたように、第二次朝鮮侵略戦争における小早川秀秋
の軍役賦課は、文禄四年十二月朔日付けの知行宛行、および出陣直前
の慶長二年四月朔日付けの鉄炮者に対する知行宛行の知行高が基準と
なっている。しかも、慶長二年四月朔日付けの知行宛行に見られる知
行高は文禄四年検地によって成立した村高を前提とするものであり、
結局のところ、第二次朝鮮侵略戦争時の軍役賦課は文禄四年検地によ
って成立した村高、そしてそれを構成要素とする知行高を基準に実施
されたと言えるのである。

三 秀秋の復領と知行制

本章では、慶長四（一五九九）年に始まる秀秋の領国再支配の内容
について考察し、文禄四（一五九五）年から慶長二（一五九七）年ま
での、豊臣直轄領期以前の秀秋による支配内容との比較を行なうとと
もに、再支配期における知行制と文禄四年検地高との関係について改
めて検討したい。

慶長二（一五九七）年末、朝鮮出陣中の小早川秀秋のもとに秀吉の
帰国命令が届き、それに従って翌三（一五九八）年正月下旬に帰国し
た秀秋に突然の越前転封が命じられる。こうして、筑前をはじめとす
る秀秋の領国はそのまま豊臣直轄領となり、石田三成が代官に任じら
れた。しかし、同年八月四日には、秀吉朱印状によって新たに浅野長
政が筑前国内九郡の代官に任じられ³¹、結局、直轄領化された旧秀秋領
は石田・浅野の両名によって代官支配が行なわれることになった。
もともと、その直後の八月十八日に豊臣秀吉が没し、その結果、朝鮮
侵略戦争は終結することとなり、石田・浅野両名は直轄領年貢の収納
だけでなく、朝鮮派遣軍の撤収という重要任務を帯びて筑前博多に下
向する。そして、この両名の代官による直轄領支配を経たのち、翌慶
長四（一五九九）年には小早川秀秋の筑前復領の運びとなり、正月十
五日、国内各郡に五カ条からなる秀秋の施政方針が示された³²。

かくして秀秋の筑前を中心とする領国支配は再開されるが、それは
以前の支配内容とは大きく異なっていた。すなわち、支配領域の変化
と家臣団の変動である。

まず、支配領域の変化であるが、かつて隆景隠居領であった筑前国
宗像郡・鞍手郡・御牧郡内約五万石余りの所領は、慶長二（一五九七）
年六月に隆景が死去したことで豊臣政権が直接管理することになり、
翌三（一五九八）年に豊臣直轄領に編入されたのち、翌四（一五九九）
年には筑前復領した秀秋の新たな支配領域となった。この所領は、隆
景隠居領時代は基本的に隆景の知行地であり、秀秋の直接支配が及ぶ

のは慶長四年以降である。したがって、旧隆景隠居領を対象とする蔵入地の設定や諸給人への知行宛行が、支配再開後の秀秋によって実施されることになった。

次に家臣団の変動であるが、慶長三（一五九八）年の越前転封の際には旧隆景家臣の多くが秀秋の許を離れている。たとえば、同年と推定される八月十七日に、山口宗永は安国寺惠瓊に宛てた書状の中で、「今日越州へ馳下候、就其、清水五郎左衛門方、雖被成御抱度儀候、如御存知之、御領知少分之儀ニ付而、無其儀候、輝元様被仰上、彼身上相続候様、御馳走、於我等も可為本望候」と述べており、山口宗永が清水五郎左衛門（景治）のその後の身上について安国寺惠瓊を介して毛利輝元に委ねようとしていることがわかる。

また、九月八日には毛利輝元が石田三成に宛てた書状の中で、「隆景家人共、秀秋へ相続被仕候処、越前御国替付而、被相放候、然処御方可被相抱之由、真御頼敷、於吾等令祝着候」と述べており、旧隆景家臣を引き受けるという三成の内意を得た毛利輝元が謝意を表している。このように、秀秋の越前転封に際して、彼の許を離れて毛利輝元や石田三成の指揮下に入る旧隆景家臣が多く見られたのである。

また、慶長四（一五九九）年の筑前復帰に際しても、秀秋家臣団の変動が見られた。すなわち、かつて文禄四年検地を主導した山口宗永やその配下と思われる渡辺勘右衛門尉や蒔田次郎兵衛らの姿はすでになく、西郡和泉守・杉原下野守重政・伊藤雅楽頭重家らを中心とする家臣団が秀秋復帰後の領国支配を支えたのである。

このように、秀秋の領国再支配は、拡大した所領と変動した家臣団を前提に、新たな知行宛行を行なうことから出発した。したがって、先に一章で取り上げた旧隆景隠居領を対象とする慶長四（一五九九）年三月三日付けの蔵入地設置はこうした背景のもとに行なわれたのであり、同時に一般給人や鉄炮者に対する知行宛行も実施された。

そして、この時、蔵入地代官に与えられた蔵入目録や諸給人への知行方目録および鉄炮者知行目録（水夫知行方目録）の中に見られる個々の村高は、基本的に文禄四年検地によって成立した石高であった。また、二か村以上で構成される石高の場合、その内容は直轄領期の状況をそのまま引き継ぐものであった。例えば、日野左近（景幸）宛の慶長四（一五九九）年三月三日付知行方目録では、筑前国下座郡の白鳥村と富永村が一括して表記されているが、直轄領期の慶長三（一五九八）年十二月十三日付けで石田三成が発給した年貢皆済状においても「下座郡白鳥村・富永村百姓中」宛となっている。したがって、慶長四（一五九九）年三月三日付けの秀秋による知行宛行は、直轄領期の村落構成をそのままふまえた形で実施されたのであり、基本的に文禄四年検地高を継承するものであったと理解されるのである。

そして、注目されるのは、松野主馬に対して与えられた鉄炮者知行目録である。慶長四（一五九九）年三月三日付けの知行目録には「六百拾五石 筑前鞍手郡新北村」とあり、これは文禄四（一五九五）年十二月朔日付けで小早川隆景に宛てられた知行方目録に見える石高と一致し、秀秋の筑前復帰直後の慶長四（一五九九）年三月三日付けの知

行宛行が文禄四年検地による村高を前提としたものであることを裏付けてくれる。ところが、「指出前之帳」に見える鞍手郡新北村の石高は九九一石余となっており、約二七六石増加していることがわかる。これはすなわち、「指出前之帳」の石高が慶長四年三月三日付知行宛行状の発給以後に成立したことを物語る重要な証左と言える。⁽³³⁾

さて、翌慶長五（一六〇〇）年にも、小早川秀秋の新たな知行宛行の実施事例が確認される。まず、前年に引き続き、三月三日付で秀秋から松野主馬に対して蔵入目録が与えられている。⁽³⁴⁾ 松野に対しては、すでに前年の同じ日に早良・宗像両郡内所領の蔵入目録と鞍手・嘉摩両郡内所領の鉄炮者知行目録が与えられているが、今回の処置によつてさらに早良・糟屋両郡内で約六千石の蔵入目録が与えられたことになる。

また、八月には秀秋による替地宛行が実施されている。すなわち、八月十九日付で志方主殿宛てと日野左近宛てのものが知られるが、⁽³⁵⁾ 両者に共通することは、「為上地之替」もしくは「為上地替」とあるように、知行地の収公を前提とする替地宛行であったことである。すなわち、慶長四（一五九九）年に給人に対していったん知行宛行を行なったものの、一年後に新たに知行地収公とそれに伴う替地宛行を行なうなど、知行の再編成を実施したことがうかがえる。

したがって、文禄四年検地高と「指出前之帳」高との間に一部見られる石高の差は、秀秋の筑前復帰後のこうした知行再編成などの結果生じたものと思われる。すなわち、復帰直後の慶長四年三月三日付知

行宛行状は、基本的には直轄領期の状況を前提としたものであり、さらにそれは文禄四年十二月朔日付知行宛行状の延長線上に位置付けられるものであった。それに対し、筑前復帰後に推進された秀秋による独自の領国支配の結果が、一部の村における石高変化となつて現われたものと考えられる。しかも、旧小早川隆景隠居領であり、秀秋復帰後に彼の領国内に新たに組み込まれることになった宗像・鞍手両郡において、石高の変化がもつとも顕著である事実もこの仮説を裏付けてくれる。

そして、これらの替地宛行状は、秀秋の花押ではなく黒印による発給を特徴とするが、そこには文禄四（一五九五）年の知行宛行状に必ず添えられていた秀吉朱印がもはや見られない。また、かつて秀吉朱印によつて実施されていた筑前国内の有力寺社に対する所領安堵（所領寄進）も、秀秋の筑前復帰後は、彼自身の判物によつて行なわれることになった。⁽³⁶⁾ すなわち、文禄四年から開始された秀秋の支配は、豊臣政権の強い影響下、補佐役の山口宗永によつて政務が主導されていたが、慶長四年から始まる新たな支配においては、家臣団構成をはじめとして、豊臣政権の影響を直接受けない秀秋独自の支配内容が見られたのであり、慶長五（一六〇〇）年の知行再編成はその一つの現われであったと言えるのである。

以上見てきたように、慶長四（一五九九）年から始まる秀秋の筑前を中心とする領国再支配は、拡大した所領と変動した家臣団を背景に、蔵入地の設定や給人への知行宛行を実施することから出発し、翌五年

にも知行の再編成を実施するなど、その内容には文禄四年から始められた秀秋の支配とは異なり、豊臣政権の影響を直接受けない独自の領国支配を展開しようとする秀秋の政治姿勢が窺える。しかし、こうした支配内容の違いにもかかわらず、知行制の基礎である知行高やその構成要素である村高は基本的に文禄四年検地によって成立した村高を継承するものであった。すなわち、文禄四年検地によって成立した村高は、直轄領期を経て秀秋の再支配期においても知行制の基数として機能していたのである。ただその一方で、村高の一部変動もみとめられ、それが文禄四年検地高と「指出前之帳」高との間で部分的な数値の乖離を生じさせた原因と思われる。

四 年貢収納と石高

これまで、三章にわたり、文禄四年検地によって成立した石高が、小早川秀秋の知行制や軍役賦課といかなる関係を有したかについて検討してきたが、最後に年貢収納との関係について考察したい。

豊臣政権の検地と石高の関係については、かつて三鬼清一郎氏が「豊臣政権は、太閤検地を全国的に施行することによって、小農民経営を権力の基礎として把握し、国内の征服戦争の延長上に朝鮮出兵を構想する」という封建的統一の実現過程のなかで、全領主階級を知行関係で結合させた」として、年貢収納の原則と軍役賦課の原則が石高制によって統一される点を指摘されていた⁽¹⁴⁾。

それに対し、近年中野等氏は、石高制原理が外部から強制的に移入させられた地域にあつては、年貢収納の原則と軍役賦課の原則という二つの基準が直ちに一元的に編成されるわけではないとして、特に九州筑後国の事例を検討され、同国では慶長五（一六〇〇）年の田中氏入部により、ようやく石高制原理のもとでの年貢収納が実施日程のぼると結論され、石高は領主階級間の知行・軍役関係こそ規定するものの、年貢の賦課・収奪とはまったく無関係と主張された⁽¹⁵⁾。

では、この点について小早川秀秋領で検討してみたい。

まず、中野氏も引用された筑後国の史料を素材として取り上げる。

⁽¹⁶⁾
慶長八年 生葉郡之内 星野谷村

慶長元年物成詰 御帳

八月吉日 御代官 越前守

玄番高

一三百三拾八石四合 星野谷村

御物成 高_二付五ツ成

百六拾九石貳合内

七拾九石五斗四合_壹 大豆

八拾九石四斗四升七合_八 白米

一銀子三拾四文目者 是八柿_茶 三色_か之代

右之分、中納言様御代、御給人麻生次郎左衛門殿御納所仕候

一 銀子五拾目者 是ハ札銭

一 漆五拾盃者但めしわんにて 是ハきりはたの御年貢分

一 綿式百目者 是ハ桑之代

右之分三色者、中納言様御内渡辺勘右衛門殿^江御納所仕候

慶長元年分

慶長八年五月十一日

御代官

樋口越前

庄屋

作蔵

百姓

三郎兵衛

宮川佐渡守殿

鳴海六左衛門殿

これは、慶長八（一六〇三）年五月、筑後国生葉郡星野谷村の代官であった樋口越前守（実長）が、庄屋作蔵・百姓三郎兵衛とともに慶長元（一五九六）年当時の同村の年貢収納状況を、領主田中氏の重臣である宮川佐渡守と鳴海六左衛門の両名に報告したものである。つまり、慶長八年に田中氏が支配村落の年貢収取の実態に関わる調査を豊臣期段階の慶長元年まで遡って実施した事例と言える。

それによると、まず同村の村高は三三八石四合で、「御物成」は高に付き「五ツ」の一六九石二合で、それが大豆と白米で収納されていたことがわかる。しかも、このほかに銀子・漆・綿の納入があり、たと

えば銀子三拾四文目が「茶・柿・かミ三色之代」として「御給人麻生次郎左衛門殿」に、綿式百目が「桑之代」として銀子五拾目・漆五拾盃とともに「中納言様御内渡辺勘右衛門殿」に収納されていたことがわかる。すなわち、村高の五割の免率で大豆・白米による年貢収納が果たされたほか、銀子や漆・綿など雑多な収納が行なわれていたことが確認できるのである。

そして、注目すべきは、「中納言様御代、御給人麻生次郎左衛門殿」という記述からもわかるように、慶長元年当時この星野谷村は小早川秀秋の支配領域に含まれ、しかも麻生次郎左衛門（家氏）の給地となっていたことである。したがって、同村の雑多な収取体系のうち、「村高の五割の免率によつて算出される大豆・白米の基本年貢や一部の銀子が給人である麻生次郎左衛門に、銀子・漆・綿が小早川秀秋の「御内」である渡辺勘右衛門のもとに収納されていたのである。

では、この村の基本年貢を算出する際の基準値となつたこの村高三三八石四合とは、いったい何によるのであろうか。実は、写してはあがるが、麻生氏に対する秀吉発給の文禄四（一五九五）年十二月朔日付知行方目録が残されている¹⁵。それによると、筑後国三井郡および生葉郡内の合計四六〇〇石が九筆の村によつて構成され、しかもその一つとして「三百三十八石壹升 同星野山村」という記述が確認される¹⁶。このことから、同村では、種々雑多な内容で、しかも収納先の複雑さといった状況はあるものの、慶長元（一五九六）年当時の基本年貢（白米・大豆）の算定基準が文禄四年検地によつて成立した村高であつた

ことはまず間違いない。したがって、同村では、文禄四年検地高が秀秋の知行制や軍役賦課だけでなく、年貢収納の基準高としても機能していたことが確認できたのである。

しかし、先述したように、中野氏によれば筑後国は石高制原理が外部から強制的に移入させられた地域として、石高は領主階級間の知行・軍役関係こそ規定するものの、年貢の賦課・収奪とはまったく無関係であり、慶長五（一六〇〇）年の田中氏入部によってようやく石高制原理のもとでの年貢収奪が実施日程にのぼるとされる。

こうした氏の主張は、筑後国の史料に見られる「玄番高」なる語句を付した高と文禄四（一五九五）年十二月朔日付けの秀吉知行方目録の村高の一致する事例が検出できないことから導き出されたものである。すなわち「玄番高」とは、文禄四年検地とは直接関係せず、関ヶ原の合戦のち当地を支配した田中氏によって新たに設定された年貢賦課基準であり、しかも知行表示基準としては別に「田中高」があり、この二つの異なる石高が併存していたことを指摘される。

ところが、筑後国生葉郡星野谷村の場合は、前掲の史料からわかるように、慶長元（一五九六）年当時の基本年貢の算定基準である三三八石四合を「玄番高」としているばかりか、文禄四年検地高三三八石一升ともほぼ一致する。中野氏は、この史料を、田中氏が慶長八（一六〇三）年に支配村落の年貢収取の実態に関わる調査を広範に実施したことを説明するものとして引用されているが、文禄四年検地高との関係については一切触れられていない。

しかし、現実には文禄四年検地高とほぼ一致し、しかも年貢収納の基準となった高が筑後国においても存在しているのである。つまり、外部から石高制原理が移入させられた地域にあつても、石高制原理のもとで年貢収納が果たされている事例が検出できたのである。

それでは、この状況をどのように理解すれば良いのであろうか。

それにはまず、星野谷村が小早川秀秋領であつたことを念頭に置く必要がある。すなわち、中野氏が石高制原理の適用が畿内と九州では異なるという地域性に着目されたように、同じ九州にあつても、石高制原理の適用には地域性があつたことを想定することが重要である。

つまり、戦国期の有力国人領主が豊臣政権の政治判断により一斉に他国に転封されたあとに入部した小早川隆景、そして彼のあとを引き継いだ小早川秀秋の領国内と、他国に転封された国人領主、たとえば筑後立花氏の領国内とは、豊臣政権の政策浸透のありかた、すなわち石高制原理の浸透度にも差があつたと考えられるのである。

換言するならば、筑前一国および筑後四郡・肥前二郡からなる小早川秀秋領では、文禄四年検地の実施により村単位で検地が実施され、

その成果が名島を経て伏見に上申されたのち、豊臣政権のもとで最終的に石高が決定されたが、その石高が小早川秀秋の知行制や軍役賦課ばかりでなく、年貢収納の基準としても機能したのであり、その点で筑後の立花領とは石高制原理の浸透度において差があつたと理解されるのである。したがって、同じ筑後国であつても、立花領と異なり、小早川秀秋領内の生葉郡星野谷村で年貢収納基準高と文禄四年検地高

の一致が見られたのはこの点によると思われる。

では、筑前国の事例を見たい。朱雀文書には「慶長三年明正月十一日」と「慶長四年九月吉日」の日付を持つ二つの志摩郡村別物成定がある。前者は、慶長三（一五九八）年分の年貢収納について記した翌慶長四（一五九九）年正月十一日の史料であり、石田三成が代官を務めた直轄領期の志摩郡内各村の村高と物成高の実態を示すものである。

また、後者は小早川秀秋が筑前支配を再開した慶長四年の秋の時点での志摩郡内各村の物成高を示すものである。したがって、両史料は、それぞれ豊臣直轄領期と秀秋の再支配期の物成高を示したものと言える。そして、前者が志摩郡全村の村高と物成高を記しているのに対し、後者は村高の記載はなく物成高のみである。しかも、物成高は直轄領期に比べ秀秋再支配期の方が全体的に低くなっている。

こうしたことから、志摩郡における、秀秋筑前復帰後の最初の年貢収納は、直轄領期の村高をそのまま引き継ぎ、免率を操作することで物成高を算定する形で実施され、直轄領期よりも免率を低く押さえることで朝鮮侵略期の収奪によって疲弊した村落や農民の再生をはかるうとしたものと考えられる。

なお、前者の史料に見られる慶長四（一五九九）年正月の村高と、秀秋支配末期の村高と推測される「指出前之帳」の村高はほぼ一致しており、志摩郡においては個々の村高があまり変化しなかったことがわかる。しかも、村高に対して免率の勘案により物成高が決定される

仕組みがすでにこの時期体制的に成立しており、筑後国生葉郡星野谷村の事例からもわかるように、こうした状況は文禄四年検地高を前提に慶長元（一五九六）年以降すでに慣行化していたものと推測される。

では最後に、志摩郡全体の年貢収納状況について確認しておきたい。朱雀文書には黒田氏の筑前入国直後の慶長五（一六〇〇）年十二月十三日付けのものとして、朱雀民部ら三名が黒田長政の家臣に未進年貢についての陳情を行なった史料があり、それによると郡全体の物成高が一万五百四十五石四斗二升七合三勺で、免率が「四ツ二分五リン」と記されている。そこで志摩郡の惣高を仮に「指出前之帳」の数値二万四千七百七十九石二斗二升一合と見なして、この物成高との関係を考えるならば、免率はまさしく〇・四二五七五四となり、これは「四ツ二分五リン」の数値に極めて近い。したがって、この志摩郡の事例をふまえるならば、黒田氏の筑前入国直後における物成高算出の基準は、「指出前之帳」の高にかなり近い数値であったと推測される。しかも、「指出前之帳」の高が部分的な変動はあるものの、基本的に文禄四年検地高を引き継いだものであったことから、この検地高はその後の豊臣期を通じて、年貢収納の基準高であったと考えられるのである。

以上見てきたように、畿内の石高制原理が移入された地域、例えば筑後国においても畿内と同様、大閤検地によって成立した石高が知行制や軍役賦課だけでなく年貢収納の基準として機能した事例が検出される。それは結局のところ、領国内の権力構成と密接な関係を持つもの

であり、少なくとも小早川秀秋の領国においては、太閤検地による石高が豊臣政権の石高として、知行制や軍役賦課だけでなく年貢収納の基準として規定性を持つて存在していたと言える。それはすなわち、名島小早川領においては、太閤検地の実施によって石高制の原理が単に領主階級内部の知行・軍役基準にとどまらず、年貢収納基準として村落レベルにまで浸透していたとみなすことができるのである。⁵⁾

おわりに

以上、四章にわたって解明してきたことをいま一度整理したい。

小早川秀秋の筑前を中心とする領国支配は、慶長三(一五九八)年の豊臣直轄領期を挟んで前後二度見られるが、その内容は基本的に異なるものであった。

まず、文禄四(一五九五)年から始まる支配は、豊臣政権の強い影響力のもとで展開されたのであり、実際には豊臣政権によって派遣された補佐役の山口宗永が領国支配を主導した。すなわち、山口宗永の手で領国内惣検地が実施され、その成果が名島から伏見に伝えられ、その結果豊臣政権によって村高や知行高が決定され、寺社・給人に対する知行宛行が実施された。その際、有力寺社に対して秀吉朱印による寄進状が発給される一方、給人に対しても領国主である秀秋(秀俊)の花押のほか秀吉朱印が添えられた知行宛行状が発給された。それは、小早川秀秋の領国内の知行宛行に関する最終決定権を豊臣政権が

握っていたことを象徴的に示すものであり、そこに見られる知行高は豊臣政権によって保障されたものであった。

一方、豊臣直轄領期後の慶長四(一五九九)年に始まる支配では、拡大した所領と変動した家臣団を背景に、蔵入地の設定や寺社・給人への所領宛行が行なわれたのであり、翌五(一六〇〇)年にも知行再編成の実施が確認される。しかもそれは、秀秋自身の花押もしくは黒印による寄進状や知行宛行状の発給に象徴されるように、秀吉の没後、豊臣政権の直接的な影響を受けない秀秋独自の政策や領国支配であったのである。

このように、内容的に違いを見せた前後二度の小早川秀秋による領国支配であるが、その支配の基礎・基軸となったのは、いずれも文禄四年検地によって成立した石高(村高)であった。従来、史料内容の年代が文禄四(一五九五)年と慶長四(一五九九)年とで見解の分かっていた「指出前之帳」であるが、記載文言や関連史料から、この史料は、小早川秀秋の備前岡山転封後に筑前入国を果たした黒田長政が慶長七(一六〇二)年頃に全郡規模で実施した指出をもとに作成されたもので、数値それ自体は小早川秀秋の支配末期(慶長四・五年)の状況を伝えるものと考えられる。

そして、この「指出前之帳」に見える村々の石高の多くが、現在確認できる文禄四(一五九五)年十二月朔日付知行宛行状や知行方目録に見える村々の石高に一致、もしくは近似する事実は、文禄四年検地によって成立した石高が直轄領期を経て慶長四(一五九九)年に至る

まで基本的に継承されていたことを物語るものである。また、両史料の石高数値が異なる事例については、秀秋の筑前復帰後の石高変動によるものと理解される。

しかも注目すべきは、この文禄四年検地をもとに豊臣政権によって決定された村々の石高やそれをふまえた知行高が、名島小早川領においては、その後豊臣期を通じて知行制や軍役賦課、さらには年貢収納における基準高として機能したことである。

まず、知行制に関しては、文禄四（一五九五）年十二月朔日付けの知行宛行はもちろんのこと、慶長四（一五九九）年および五（一六〇〇）年の知行宛行についても、この石高（村高）をふまえて実施されたことが多くの知行宛行状によって明らかである。

また、軍役賦課に関しては、第二次朝鮮侵略戦争の際に認められ、文禄四（一五九五）年十二月朔日付け知行宛行状や、慶長二（一五九七）年四月朔日付け知行宛行状によって給与された知行高に応じて、兵員数や鉄炮数が割り当てられていた事実が確認される。

さらに、年貢収納に関しては、近年の研究成果として、畿内の石高制原理が外部から移入された地域、例えば筑後立花領では、太閤検地によって成立した石高が知行制や軍役賦課基準とはなりえても、年貢収納の基準とはならないことが指摘されているが、名島小早川領においては、知行制や軍役賦課だけでなく、年貢収納の基準でもあったことが確認される。すなわち、種々雑多な収取体系を残しながらも、基本年貢に関しては、石高（村高）に一定の免率を乗じて物成高を算定

する方式が、少なくとも慶長元（一五九六）年の時点で確認され、石高が年貢収納の基準となっていた事実が検出されるのである。

そこには、名島小早川領という領国の性格が強く反映されており、この地域に大陸派兵の兵站基地としての役割を担わせるといふ豊臣政権の戦略構想のもと、戦国期までの有力国人領主を他国に移封し、暫定的に小早川隆景に領国支配を委ねたものの、やがて隆景の三原隠退と秀秋の領国継承を機に一挙に豊臣政権がその構想の実現化に向けて動き出した様子が見えがえる。すなわち、文禄四（一五九五）年以降、豊臣政権の政策が名島小早川領に直接展開されることになり、いわば「五畿内同前」の具体化が推進されたのである。

そして、文禄四年検地による成果は名島を経て伏見にもたらされ、最終的に豊臣政権のもとで村高や知行高が決定されたが、その村高や知行高はそのまま領国主である小早川秀秋の領国支配の基軸となった。文禄四（一五九五）年十二月朔日付け知行宛行状に秀秋（秀俊）の署判とともに秀吉朱印が添えられている状況は、領国主秀秋と豊臣政権が共通の支配基盤に立っていたことを示す。その意味で名島小早川領はまさに準直轄領的性格を有していたと言えるのである。

このように、石高制原理の浸透度については、その地域における権力構成や豊臣政権の支配形態に強く規定されるものと考えられる。すなわち、名島小早川領にあつては、豊臣政権の強い影響力のもと、文禄四年検地の実施以降、畿内の石高制原理が深く浸透することになった。したがって、九州地方にあつても石高が中央政権と大名権力の関

係にとどまらず、大名権力の領国内における知行制や軍役賦課を規定し、しかも年貢収納基準としても機能した歴史的事実が存在したのである。^⑧

領国内の権力構成に照応して石高の存在が重層的かつ多元的なものになるのも確かだが、豊臣政権の支配力の強い地域にあつては一元的な形態もやはり存在していたものと思われる。したがって、他地域においても太閤検地によつて成立した石高と知行制や軍役賦課、さらには年貢収納との関係について、当該地域における権力構成や豊臣政権の支配形態をふまえながら具体的に考察する必要がある。

さて、黒田長政は筑前入国後、領国内に指出を実施して小早川秀秋時代の村々の田畠の石高や面積についての情報収集を行ない、しかもその成果はその後も藩によつて大切に保管・管理された。指出徴取時ならともかく、黒田氏の領国支配にとつて記載された数値そのものは、時代とともにその価値が低下、そして消失したはずである。しかしながら、「指出前之帳」はその後も藩で大切に守り受け継がれた。その背景には、「指出前之帳」の情報そのものよりも、秀秋時代の内容であるという点に後世に伝えられるべき価値が内在していたものと思われる。換言するならば、黒田氏や黒田藩は、筑前国における近世的支配体制の確立をまさに小早川秀秋の支配期と理解していたのではなからうか。つまり、村域の確定や村高の成立、村高を基礎とした知行制や知行高を基準とした軍役賦課、そして石高—免—物成といった年貢高算定方式の確立など、近世的な支配の骨格が形づくられた小早川秀秋

の支配期こそ、筑前国における近世的支配体制が確立した時期ととらえ、その継承者であることを自認していたのではなからうか。そして、その支配体制の確立とは、まさに近世石高制の成立にほかならなかつたのである。

註

- (1) 小早川秀秋の筑前を中心とする領国支配に関する主な研究成果としては、森山恒雄氏「豊臣氏九州蔵入地の研究」(吉川弘文館、一九八三年)、松下志朗氏「幕藩制社会と石高制」(塙書房、一九八四年)、中野等氏「豊臣政権の対外侵略と太閤検地」(校倉書房、一九九六年)収録の関係論文が挙げられる。
- (2) 拙稿「小早川秀秋発給文書に関する一考察」(安田女子大学紀要)第二五号、一九九七年。
- (3) 中野等氏「文禄期豊臣政権の地域支配—筑前名島小早川領文禄四年検地の検討—」(『史学雑誌』第一〇二編第七号、一九九三年)。のち、同氏「豊臣政権の対外侵略と太閤検地」第二編第一章に収録。拙稿「豊臣政権下の筑前」(『西地域史研究』第十一輯、一九九六年)。
- (4) 註(3) 中野氏論文。
- (5) 『福岡県史資料 第一輯』所収。
- (6) 森山恒雄氏「豊臣氏九州蔵入地の研究」一六・二八二頁。
- (7) 松下志朗氏「幕藩制社会と石高制」三六・四三頁。なお、松下氏は中野氏の文禄四年説に対して、改めて慶長四年説を展開されている(同氏「石高制と九州の藩財政」第二章第一節、九州大学出版会、一九九六年)。
- (8) 註(3) 中野氏著書二三三・二二四頁。
- (9) 『大日本古文書 家わけ第十一 小早川家文書』一八一号。
- (10) 『小早川家文書』一八二号。

(11) 筑前鞍手宗像御牧三郡内知行方目録帳(小早川家文書「一八二号」)は、小早川隆景に対して与えられた隠居領約五万石の詳細がわかる史料である。それは、三つの部分から成り、それぞれの小計高と豊臣秀吉檢地知行朱印状(小早川家文書「一八一号」)に見える石高との比較により、鞍手・宗像・御牧郡の各郡に所属する村々の石高を郡ごとに書き上げたものと考えられる。前者の目録帳では、「あらし村」から「やま田村」まではすべて「鞍手郡」となっているが、右の理由から、これは「宗像郡」の誤記と推測される。したがって、表1では、これらの村々はすべて「宗像郡」所属として取り扱った。なお、御牧郡については、郡内全体の村高の比較ができないため割愛した。

(12) 『福岡県史 近世史料編 福岡藩初期』所収「吉田家文書」(二三七〇号)
(13) 『福岡県史 近世史料編 福岡藩初期』所収「菅家文書」(三九二号)・「安川家文書」(二三五六号)。いずれも、年欠九月十九日付黒田長政判物写。

(14) 『福岡県史 近世史料編 福岡藩初期』解説(収録史料の解題「麻生家文書」)、九州史料刊行会編『九州史料叢書 麻生家文書』(一九六六年)一四五号「麻生氏系図」

(15) 『福岡県史 近世史料編 福岡藩初期』所収「麻生家文書」(二七号)

(16) 『松野文書』(東京大学史料編纂所架蔵影写本)

(17) 註(16)に同じ。

(18) 『大日本古文書 家わけ第二 浅野家文書』三二七号参照。宗像郡・鞍手郡ともに約八〇石余りの差しか認められない。

(19) 例えば、星野九左衛門尉に対する文禄四年十二月朔日付知行方目録に見られる筑後国三井郡「泉和村」六二七石七斗五升は、日野左近に対する慶長四年三月三日付知行方目録で「和泉村」六二七石七斗五升とある(福岡市博物館所蔵星野文書)・「萩藩閩閩録」巻二九 日野要人)。

(20) 『萩藩閩閩録』巻六六 林三郎右衛門

(21) 註(20)に同じ。

(22) 『浅野家文書』二二七号

(23) 宮窪町保管「村上文書」二四号(宮窪町誌「一九九四年」第三編資料編所収)。なお、宮窪町教育委員会編『村上水軍文書調査書』(一九八六年)所収の写真により文書中の字句等に一部修正を加えた。

(24) 『萩藩閩閩録』巻二三 村上一学

(25) 「問註所文書」(福岡県史料 第十輯)所収

(26) 「吉井良尚氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)

(27) 註(20)に同じ。

(28) 国立史料館所蔵「紀伊古文書六十二 藩中古文書八(村上小四郎蔵)」。この史料については、三鬼清一郎氏の御教示を得た。特に記して感謝の意を表したい。

(29) 三鬼清一郎氏「朝鮮役における軍役体系について」(史学雑誌 第七五編 第二号、一九六六年)

(30) この史料と同様のものが「清水家資料」(清水忠俊氏寄託、光市文化センター保管)および「萩藩閩閩録」(巻二五 清水宮内)にある。これは、山口宗永が在番衆四隊の指揮官四人のうちの一人である清水五郎左衛門(景治)に宛てたものであり、やはり清水自身をはじめ指揮下の者が率いる兵員と所持すべき鉄炮の割当数が具体的に記されている。このうち、清水五郎左衛門は兵員一〇四人を率いることになっており、これは彼に対する文禄四年十二月朔日付知行方目録に見える知行高二六〇〇石について、一〇〇石に付き四人という軍役賦課基準が適用されているものである。また、兵員数から導き出される知行高と鉄炮数との間にもやはり相関関係が認められ、知行高が軍役基準となっていたことが確認される。

(31) 『浅野家文書』三二七号

(32) 「朱雀文書」(志摩郡)・九州大学図書館六本松地区分館檜垣文庫文書(早良郡)

(33) 「譜録 清水宮内元周」(山口県文書館毛利家文庫)

(34) 「譜録 曾祢孫左衛門高英」(山口県文書館毛利家文庫)

(35) 『福岡市博物館所蔵文書』慶長四年三月三日付志かた二郎左衛門尉宛小早川秀秋水夫知行方目録

(36) 『萩藩閩閩録』巻二九 日野要人・『筑前国統風土記附録』(巻之十九 下座郡上)

(37) 『松野文書』

(38) 実は、慶長四年三月三日付けで松野主馬に対して「六百拾五石 筑前鞍手郡新北村」ほか千六百石余の鉄炮者知行目録が与えられた後の霜月五日、秀秋によって再び松野主馬に対し、合計千石の知行方目録が与えられており、そこには「三百七拾五石 同郡新北村之内」という文言が見られる。六一五石と三七五石の合計は九九〇石となり、これは「指出前之帳」の新北村の高九九一石余にはほぼ等しい値である。慶長四年三月三日付けの秀秋による知行目録の村高は文禄四年検地高を継承したものであると思われるため、新北村の石高はそれ以降霜月五日までの間に増加したものと考えられる。

(39) 『松野文書』

(40) 『福岡市博物館所蔵文書』・『萩藩閩閩録』巻二九日野要人。なお、前者については、これまで「八月十五日」と理解していたが、原文書の確認により「八月十九日」であることが判明した。原文書の閲覧に際しては、福岡市博物館学芸員堀本一繁氏にお世話いただいた。特に記して感謝の意を表したい。

(41) 『志賀海神社文書』・『聖福寺文書』・『承天寺文書』・『宮崎宮文書』など。

(42) 『太閤検地と朝鮮出兵』(『岩波講座 日本歴史9 近世1』)所収、一九七五年

(43) 『慶長期の石高制について―筑後田中領の検討―』(『地方史研究』二四〇号、一九九二年)。のち、同氏『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』第二編補論に収録。

(44) 篠山神社蔵『筑後歴世古文書 中』所収文書(『東京大学史料編纂所蔵写真帳』)

(45) 『九州史料叢書 麻生文書』一〇五号

(46) 「星野谷村」と「星野山村」は表記は異なるが同村と思われる。「筑後国史上巻」(筑後将士軍談 巻之第十九)によると、生葉郡星野村の慶長三年分の物成は「石田殿御内浦富五左衛門殿」に納付されたところ。同村が小早川秀秋の越前転封によって豊臣直轄領となり、物成が石田三成のもとに収納されていたことがわかる。

(47) 註(43)に同じ。

(48) 『福岡県史資料 第十輯』所収

(49) 拙稿「豊臣期筑前国における支配構造の展開」(『九州史学』一〇八号、一九九三年)

(50) 『朱雀文書』(福岡県立図書館所蔵写真版)。朱雀家は、慶長四年の志摩郡村別物成定を所持することからも慶長年間、志摩郡一郡の年貢収納に深く携わっていたと推測される。したがって、この史料は黒田長政の筑前入部直後で、黒田氏による検地がまだ実施されていない、つまり秀秋時代の石高がまだ現実性を持っていた頃の、志摩郡一郡の物成に関するものと思われる。

(51) 村落レベルといっても、実際に村落内で年貢徴収がどのように行なわれたかは不明である。ましてや、石高と生産力の関係については、史料の制約上、明らかにすることはできない。やはり、領主側の年貢賦課と村落内での年貢徴収は別次元で理解しなければならぬであろう。しかし、少なくとも村落の支配に直接関わる代官が、庄屋および百姓(の代表者)とともに、村高を村の年貢収納の基準としてとらえ、しかもその村高が領主階級内部の知行制や軍役賦課の基準とされた知行高の、まさに構成要素としての石高であったことが重要なのである。なお、年欠七月十日付那珂郡内春日村庄屋宛国府弥右衛門尉忠重・堀田勝兵衛元政連署書下(『聖福寺文書』)では、「聖福寺御寺領分人夫之事、三百石ニ付吾人宛八月迄相懇可申候、少茂緩被申間敷候、但申分於有之者、名嶋可能出候也」と見え、聖福寺領における「人夫」徴発が「三百石ニ付吾人」という基準で厳命されている。これは、発給者の顔触れから秀秋の筑前復帰後の慶長四・五年頃のものと思われ、隆景時代の夫役徴発が畝数を基準とする

〔宗像神社文書〕年欠三月十五日付桂景種書状に「社領従式百町詰夫四人」とあるものであったのに対し、この時期には石高基準で、しかも村の「庄屋」に賦課されたことを示すものとして貴重である。

(52) これまで、九州地方を対象とした研究では、石高制を領主階級内部のヒエラルヒー形成の面からのみ強調され、年貢・夫役の賦課・徴収基準としては否定される傾向にあったが、名島小早川領の事例はそうした理解の根本的な修正を迫るものである。豊臣政権の支配が強く浸透する、いわば準直轄領的な性格をもつこの地域にあつては、石高を知行制・軍役賦課、そして年貢取納の基準とする状況が見られたのであり、それはすなわち豊臣政権の石高に対する基本理念を明確に表現したものと理解されるのである。したがって、九州という「地域性」ではなく、豊臣政権の支配浸透度の差としての「地域性」を重視しなければならぬのであり、これは他地域にあつても同様のことを考える。

(付記) 本稿の概略は、一九九五年一〇月二九日に開催された広島史学研究会大会日本史部会において、同題目にて報告した。なお本稿は、平成七年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)「中近世移行期における大名権力と地域社会」の研究成果の一部である。

(一九九七、五、二五成稿)